

平成 23 年 2 月 18 日

第 7 回栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 2 月 9 日（水）午後 7：00～9：00
場 所： 保健福祉センター 2 階 大会議室
出席者： 岐阜委員長他市民会議委員 35 名、オブザーバー（西方町） 2 名
事務局：高橋課長他 8 名

議事要旨

○ 委員長

- ・ 今回は議会の権限と責務、そして議会を構成する議員の責務について検討する。次回は市長等執行部の権限と責務についての検討を行う。
- ・ 昨今、議会の役割や、議会と首長の関係は阿久根市や名古屋市の例もあり、非常に関心の高いところだと思われる。
- ・ 改めて最近の自治体の事情を見ると、議会の役割が大きく問われていると考える。
- ・ 地方自治法には 89 条以降に議会に関する規定があり、自治基本条例において議会について定めるにしても、地方自治法の趣旨に反しないような規定のありかたを考えなければならない。例えば 96 条に「議決事件」というものが規定されているが、何もかも議決事件にしてしまうと、首長の執行権の侵害にもなりかねず、議会と首長のバランスを悪くするということも考えられる。そのため、技術的に検討しなければならないところも出てくる。
- ・ ただ、今回は皆さんの素朴な疑問も含め、どんどん意見を出してもらいたい。その上で条例に反映できるかどうか、事務局も含め精査していきたい。
- ・ 各班には議員や元議会関係者もいるので、そういった方々の意見を聞いたり、そういった方々に質問するなど活発な議論をしてもらえばと考える。

（1）グループ討議 議題：条例骨子の検討（議会の権限と責務、議員の責務）

○ 委員長

- ・ 1 時間程度を目途に検討を行い、その後各班で発表してほしい。
- ・ その後、自治基本条例と並行して検討されている議会基本条例の検討状況について、平池委員（市議会議員）に説明をお願いしたいので進行に協力してほしい。

（班ごとに議論）

E班まとめ

○ E班班長

- ・議会の権限及び責務を旧大平町のように2つの条文に分ける必要があるのか。
- ・全体の意見としては旧栃木市の条例のほうが具体的で、議会に対しての責務を表現しているということ。文章については旧大平町のほうが分かりやすいが、条例として作っていくと、旧栃木市のような文章になるのは仕方ないということもある。
- ・議会そのものの権限を確固たるものにするためには、議会が権限を持たなくてはならないし、責務を果たす活動をしてもらわなければならない。
- ・今回は議会基本条例の話を聞きながら議論を進めたが、議会の責務として市政の「監視」のみではなく「評価」も入れるべき。
- ・市政における争点を明らかにすることは議会の使命だろうと考え、争点を明らかにできなければ、議会としての権限も責務も負えない。
- ・全ての会議を公開することに関しては、個人情報の絡みもあるので全てを公開するとしていいのか。旧大平町のように原則公開のほうがよいのではないか。また、全ての会議といつても本会議や委員会もあるし、一般市民にはどこまでの会議を指すのかが分からない。
- ・本会議をライブで館内放送してほしい。そうすることで市役所を訪れた市民にアピールすることができ、議会の認知度の向上に繋がり、議員が緊張感を持つことができる。
- ・旧栃木市の条例では様々な事情があって、議員の責務が事細かに書いてある。
- ・執行部と議会が対等な立場で緊張感を持った市政が行われるために、議員には議会の権限を十分に活用してほしい。
- ・「議員は、市から補助金を受けている団体の長に就くことはできない。」という条文は是非入れるべき。

F班まとめ

○ F班班長

- ・旧大平町のほうが分かりやすいが、旧栃木市もコンパクトにまとまっている。旧栃木市をベースに旧大平町の言い回しを加えたらどうか。
- ・情報の共有については入れてほしい。
- ・あえて、議員の態度として人権の尊重や、市民に対しての公平などを入れてほしい。
- ・議会に対して「監視」や「信託」という言葉は入れてほしい。

- ・ 旧栃木市の公聴会や、自治基本条例と議会基本条例との整合性も重要。
- ・ 補助金の絡みでの、長につけないという条文は入れてしかるべきだが、一方で議員の活動を制限してしまうのではないか。
- ・ 住民の意見を取り入れるには、多様な層から議員が選出されるのが望ましいが、実際はサラリーマンや女性が少ない。幅広く住民の意見を取り入れるためにもそういった人たちが参加しやすい環境を整備する必要があるのではないか。
- ・ 議会の公開については、原則という言葉を補うべき。
- ・ 議会基本条例が自治基本条例の補完を行ってくれるだろう。

A班まとめ

○ A班班長

- ・ 市政に対する「監視」とともに「評価」を入れてほしい。
- ・ 議会の責務については旧栃木市と旧大平町を合わせて、それぞれのよいところを活かしてほしい。
- ・ 議員の責務としては、市から補助金を受けている団体の長につけないという旨は明確にしてほしい。

B班まとめ

○ B班班長

- ・ 旧栃木市の第12条は必要。
- ・ 民意を把握して議会に反映するために、「意思決定機関」、「民意の反映」、「政策の決定」等の文言を入れてもらいたい。
- ・ 情報の共有化が大切。
- ・ 会議の公開については、守秘義務等の関係もあるので旧大平町の原則公開がよいのではないか。
- ・ 旧大平町の「分かりやすく説明する責務を負う。」という条文は、過去の例を考えると必要なものではないか。
- ・ 議員の責務については旧栃木市の内容が妥当ではないか。栃木市のはうが具体的で、議員としての自覚を持ってもらうにはよい。
- ・ 補助金についての規定は、常識のことであり、そういったことがあれば市民が黙ってみていることなどないので、必要ないのではないか。一方で様々な人がいるので、抑止力としてはあったほうがいいのではないか。

C班まとめ

○ C班委員

- ・ 旧大平町のような議会の位置づけが必要。
- ・ 市政の事務の「監視」の前に「評価」が入ってもよいのではないか。
- ・ 「市民に説明し、応答しなければならない。」という文言は、公聴会と重複するところもあると思われる所以、必要ないのではないか。
- ・ 会議の公開については原則とするほうがよい。
- ・ 議員の責務については旧栃木市はくどく、旧大平町は簡略すぎるのではないかということから、ちょうど間ぐらいいの表現が望ましいのではないか。
- ・ 市民の信託応えるため、職務遂行すること。
- ・ 議員倫理についての問題。
- ・ 政策立案についての問題。
- ・ 議員活動という文言がないので、「調査研究」を含めて「議員活動」と表現したほうがよいのではないか。

○ D班まとめ

○ D班班長

- ・ 政策の立案や、市民への説明についてはただ行うだけでなく、「積極的」にという言葉を加えてほしい。
- ・ 「別に条例で定める。」という条文については、本当に必要なことならきちんと条文に盛り込むべきであり、こういった条文は削ったほうがよいのではないか。
- ・ 議員自身は4年に1度選挙で評価されるわけだが、議会自体は評価されることないので、評価委員会のようなものを議会が設けてチェックする機能を盛り込んだらどうか。
- ・ 議員が補助金を受けている団体の長につけないということに関しては、大概の団体は大小の補助金を受けているため、PTA会長や自治会長も兼任できることになってしまって表現を注意するべき。

○ 委員長まとめ

○ 委員長

- ・ 行政評価は決算や、次年度の予算とも深く関わり合いがあるので、評価の機能は議会に担ってほしいと考える。
- ・ 地方自治法で会議の公開の原則が謳われる一方、「秘密会」が認められているのだから、会議の公開については、会議の公開について規定する場合はそこに抵触しないように注意が必要。
- ・ 個人的意見であるが、議員は選出された地域の有権者の利益を代表するのではなく、広く市全体の信託に答える立場だと考える。合併後の

栃木市においても、地元という意識はあると思うが、オール栃木という意識のもとで活動してほしい。

- ・ 旧大平町はシンプルで、旧栃木市は詳細に規定している。どちらのスタイルをとるかについては議論があると思うが、個人的意見としては自治基本条例は議員や首長にとって都合が悪いことが規定されているものでなければ意味がない。場合によっては議員や首長が嫌がるような細かい規定が必要かもしれない。
- ・ これまで議会運営を監視する仕組みは選挙で行われてきたわけだが、現状では説明がつかない状況になってきている。これが問題意識としてあがるのは当然だと思う。

(2) その他：議会基本条例の進捗状況について

議会基本条例についての説明

○ 平池委員

- ・ まず、旧栃木市自治基本条例において、議会や議員について、なぜこんなに多くの条文が規定されているのか。背景として、議会と議員の問題点やイメージ、批判から議論が始まった。
- ・ 具体的に、議員が補助金を受けている団体の長につけないという条項については、当時そういった状況にあった議員がいたからである。市と契約をしている団体の長になることは裁判で敗訴している判例があり、NPO団体等であっても十分留意しなければならないとされているが、補助金を受けている団体に関しては違法とはされていない。しかし、当時の議論では市民目線では紛らわしいので一律禁止にしたほうがよいという結論になった。
- ・ 本日、議員全員協議会で発表された、議会基本条例の修正案を説明したい。
- ・ 前文が簡素化されていたので、もっと議員の思い入れを加えたほうがよいという意見を踏まえ、前文を作り直している。
- ・ 第2条 議会の使命の第5項において「政策及び事務の執行を監視し、」という文言の後に「評価」という言葉を加える。
- ・ 第4条 議員の使命の第2項中「市政に反映させるよう努めなければならない。」という文言を「十分に検討判断の上、市政に反映させなければならない。」に改めた。
- ・ 第12条 政務調査費の第1項において、「適切に活用するものとする。」としているものを「厳正かつ適切」とした。現状の栃木市においても政務調査費については様々な議論がなされている。また、旧大平

町には政務調査費に関するマニュアルが存在した。ルールまではいかなくとも、マニュアルをつくり、それに基づいて政務調査費を使っていき、厳正というからには購入したものの原本の領収書や、参加した研修や講演会の報告書を作成し、市民が閲覧できる状況を作つておくという思いを込めていた。

- ・ 第20条を「最高規範性」という見出しをつけていたが、「他の条例との関係」という名目に代えた。この条において「この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない」としている。
- ・ 第22条を「達成状況の検討」という見出しにしていたが、「達成状況の検証」という言葉に代えた。
- ・ 個人的意見だが、旧大平町自治基本条例においては議会の権限というより位置づけについて規定しており、旧栃木市では権限及び責務という形規定しているわけだが、まさにこの部分については是非市民会議で検討してもらいたい。
- ・ 現状として、2月17日に再度検討委員会を開催し、各会派でとりまとまった案件を検証し、盛り込む内容を検討していく。
- ・ 現状の案を配布したほうがよいのか、後でまとまった案を配布したほうがいいのか事務局と相談のうえ決めたい。

委員長まとめ

○ 委員長

- ・ 議会基本条例については今後の修正があるので、目途が立った時点で情報提供していただければと思う。
- ・ 議会の機能としては民意を反映するということも重要だが、十分に議論をする、争点を明確にするという指摘もあったように、その点も重要な点だと考える。単に民意を反映すればよいというわけではなく、議論をし尽くして合意を形成していくことも重要だと考える。
- ・ 昨今は住民投票が流行っているが、民主主義の基本は議会制民主主義である。直接民主主義を濫用することは危険な要素を持っているのではないかというのが個人的意見である。
- ・ そういう意味でも議会は市民の信頼に応えていくような取り組みが必要だし、自治基本条例でもそれを明確にしていかなければならない。

終了